

YBA U15 委員会事業（育成練習会・県リーグ）予算運用の注意事項

1. 予算執行の方針について※請求書及び領収書には「一般財団法人山形県バスケットボール協会(U15委員会)」と記載

○昨年度のD-fund事業から変更。新たにPBA自主事業交付金として500,000円支援あり。

○自主財源「受益者負担」での運営を原則とし、不足部分を県より支援。

○それぞれの会計担当者→事業担当責任者（※各事業で担当配置）→YBA U15 委員会事務局（※最終的にU15委員長決済）

2. 参加費について

各事業要項を確認し、参加費を徴収。【例Y.LEAGUE：1試合4,000円】・・・《領収書様式1》

3. 謝金・日当等について

(1) 諸謝金（競技会事業）

会場運営協力 【金額：3,000円/日、2,000円/半日】・・・《領収書様式2》

会場運営協力（TO協力）【金額：3,000円/日、2,000円/半日】・・・《領収書様式3》

(2) 旅費交通費（各種事業）対象：役員・DCstaff・審判・・・《2024旅費日当・諸謝金精算書

①日当（会議等） 【金額：2,000円/日、1,000円/半日】＊リモート1,000

②日当（事業等） 【金額：2,000円/日、1,000円/半日】＊審判1試合2,000円（旅費含む）

③旅費

【U15委員会旅費規程】

	山形	酒田	鶴岡	最北	置賜
山形		3000	3000	2000	2000
酒田	3000		1000	2000	4000
鶴岡	3000	1000		2000	4000
最北	2000	2000	2000		3000
置賜	2000	4000	4000	3000	

(3) 灯油代

備消費費 【金額：10,000円/日、5,000円/半日】・・・《領収書様式4》

*その他、必要経費があれば、各担当を通じて、U15委員会にご相談ください。

4. 報告について

各会場会計担当者→各事業会計担当者→U15委員会事務局（＊委員長決済）→県協会事務局長

5. その他

○昼食代としての支出はしない

○公共施設の会場使用料(体育館及び会議室等)は「賃借料」として計上。

○会場運営協力金の領収書には、受領者の住所、団体名、役職名、氏名、押印が必須。

○審判日当は、「旅費交通費/日当」として計上。1試合2,000円（＊2試合の場合4,000円）支給。